

“景観アドバイザー”新規登録者募集のご案内

“景観アドバイザー”として当センターに登録し、伝統的建築物や景観保全に関する専門知識と技術により、県民による良好な景観形成の推進に協力いただける専門家（建築士等）を募集いたします。

【景観形成地区と景観形成支援事業】

当センターでは、県の景観条例等※1による景観形成地区等において、良好な景観形成の推進を図るため、景観形成支援事業※2を実施しています。

この事業は、景観条例により指定された「景観形成地区」、「景観形成重要建造物」等で行われる建築物等の修景行為について、工事費の助成や専門家の派遣等により支援し、また、「景観形成地区」等で住民団体等が良好な景観形成推進のために活動を行う場合にも専門家派遣や活動経費の助成により支援するものです。

※1 「景観の形成等に関する条例」（兵庫県）及び県下の市町が定める同様の条例。

これらの条例により景観形成地区等（条例により名称が異なる場合がある。）が指定される。

※2 「景観形成支援事業」：(公財)兵庫県まちづくり技術センターが実施する景観形成地区等内での修景費用の助成、景観形成に関する専門家の派遣を行う事業。センターが設置した景観基金の運用益を原資とする。助成や専門家派遣の申請は、市町に担当窓口を置いている。<https://www.hyogo-ctc.or.jp/business/land_5/>



【景観アドバイザー派遣】

景観アドバイザー派遣は、「景観形成地区」、「景観形成重要建造物」等において建築行為（新築・建替・修繕・模様替え等の工事）を行おうとする者（個人または民間企業等：依頼者）の相談に対して、景観形成地区にふさわしい修景が行えるよう景観形成に関する知識と実務実績を持った建築士等の専門家を派遣し、アドバイスを行うものです。

また、地区の住民等で構成する団体やグループが行う景観形成に関する勉強会の講師や景観形成推進のための活動へのアドバイスのための派遣等も行います。

【景観アドバイザーバンク】

依頼者の相談に対して適切なアドバイスを行っていくために、景観形成(景観保全・伝統的街なみ等)に関する知識や技術と地域毎の景観上の特徴(景観形成基準等)を熟知している建築士等の専門家を依頼者からの相談に迅速に対応できるようにするために、「景観アドバイザーバンク」を設けて“景観アドバイザー”に登録しています。

【専門家情報の公開・提供】

景観アドバイザーバンクは、専門家派遣だけでなく、景観アドバイザー登録者を当センターホームページ（以下「HP」という。）で公開し、景観形成を支援できる専門家のデータベースとして情報提供を行います。

<<https://www.hyogo-ctc.or.jp/machicen/hyomachi/modules/landadv/>>

【派遣報酬】

派遣報酬は派遣する回数や業務の内容等により異なります。詳しくは当センターHPに掲載の「景観形成支援事業実施要綱」（別表2）をご覧ください。

<https://www.hyogo-ctc.or.jp/business/land_5_01/>



登録の要件、登録の申請方法はうら面をご覧ください。

●登録の要件等

1 登録の要件：以下のすべてに該当する者。

- ①景観形成地区等において建築行為を行おうとする者（以下「依頼者」という。）に対し景観形成基準等の趣旨に沿って地区の景観形成に資するものとなる修景の方法を適切に助言・指導できる者〔*自己申告となりますが、重要な要件です〕
- ②建築士の資格を有する者又は建築士と同等の建築の設計及び施工等に関する技術と知識を有する者
- ③伝統的建築物及び景観保全に関する十分な知識を有する者
- ④伝統的建築物及び景観保全に関する建築設計を行う能力または実務の実績を有する者
※兵庫県ヘリテージマネージャー登録者については、③④の要件があると認められます。

2 景観アドバイザー派遣用務について

景観アドバイザーの用務は、良好な景観形成推進のための公益的用務です。用務に際して、依頼者に対して自らの事務所や関係業者等を設計業務等の発注先として指定したり、指定するよう誘導したりすることはできません。なお、依頼者が希望する場合はこの限りではありません。

3 登録申請の方法：

当センターHPの「規程集」の「▶専門家派遣・関連規定」※3をお読みいただいた上で、「景観アドバイザー登録様式」に必要書類※4を添付して、PDFでメール送信または郵送により申請してください。

※3 「景観アドバイザーバンク設置・登録要領」「景観アドバイザー派遣・景観まちづくりコンサルタント派遣に関する事務手順」及び「景観アドバイザー派遣用務規定」 <https://www.hyogo-ctc.or.jp/business/land_5_01/>



※4 必要書類：

景観アドバイザー登録様式は、前述の「規程集」の画面からダウンロード可能です。

- (1)景観アドバイザー登録票(様式第2号)
- (2)建築士免許証の写し
- (3)「伝統的建築物及び景観保全に関する調査等及び伝統的建築物及び景観保全に関する建築設計等の実績の主な成果品(報告書・函面等の写し、写真等)」(返却可)
- (4)建築に関する業務(景観に関する以外のものを含む)経歴表(様式第2号うら面とは別。様式は任意)
- (5)兵庫県ヘリテージマネージャー登録者は登録票の資格等の欄に「ヘリマネ登録」と記してください。登録票の写しの添付は不要です。

4 登録申請受付期間：

令和6年8月5日(月)～8月23日(金)

5 登録の決定：

当センターにおいて申請書(様式第1号)及び添付書類(必要に応じてヒアリングを行う場合もあります)を審査し、登録の可否を決定します。審査結果はメールにより通知します。なお、センターHP上の登録者名簿への掲載は9月上旬の予定です。

6 問合せ・申請用紙請求・申請先：

(公財)兵庫県まちづくり技術センター

まちづくり推進部まちづくり支援課 担当：豊嶋、田野

〒650-0023 神戸市中央区栄町通6-1-21 神明ビル5階

TEL 078-367-1263

<https://www.hyogo-ctc.or.jp>

E-mai machicen@hyogo-ctc.or.jp
